

農業ITシステムで用いる農作物の名称に関する個別ガイドライン（第2版）

平成29年3月10日
新戦略推進専門調査会
データ活用基盤・課題解決
分科会取りまとめ

改定履歴

版	更新日	更新概要
1	平成28年3月31日	新規策定
2	平成29年3月10日	標準的な農作物として673項目の名称を掲載。また、品種等として、水稲、麦、大豆を追加するとともに、様々な作物名（シソーラス）と標準的な作物名との関係を整理。

※以下、文中に下線で示した項番は、新規追加又は更新した項目

1. ガイドラインの目的等

1.1 背景・目的

我が国の農業分野においては、大規模経営体を中心に生産管理の効率化等の有力な手段として IT(Information Technology)の利活用が進みつつあり、それに伴って、異なる農業 IT システム間でデータを共有・比較するなど、いわゆる、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に対するニーズが高まっているところである。また、農業情報の相互運用性・可搬性が確保されれば、農業 IT システムから得られた情報をビッグデータ解析することにより、新サービスや新事業の創出につながることも期待される場所である。

以上のような状況を踏まえ、農業情報の相互運用性・可搬性の確保を目的として、農業 IT システムの現状把握を行い、優先的に標準化に取り組むべきと考えられる項目として「農作物の名称」を抽出した（「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」参照。）。

本ガイドラインは、国内の農業 IT システムで用いる農作物の名称について規定するとともに、関連項目についても参考情報として記述するものである。

1.2 農作物の名称とは

農作物の名称とは、国内の農業 IT システムで用いる農作物に関する用語として、標準として用いることが望ましい基本的な項目のことをいう。例えば、稲、麦類、果樹類、野菜類等、国内で生産され、流通している基本的な農作物の名称である。

1.3 農作物の名称の標準化の意義

農作業情報や作物の生育に関する情報の記録・管理等を行う多種多様な農業 IT システムで使用される農作物の情報に関しては、各農業 IT ベンダー間で用語の標準化がなされておらず、生産者が個々に入力・作成している状況であり、同じシステムであってもユーザ間で名称・定義が異なることから互換性が十分に確保できていない。また、同一の農作物を示す場合であっても表現が異なる場合も存在する。

そこで、農作物の用語について、標準として用いることが望ましい基本的な用語をガイドラインとして示すとともに、これを普及することにより、農作物情報の相互運用性等の確保に寄与していくものと考えられる。

1.4 ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインでは、農業 IT ベンダーが生産者向けに提供する農業 IT システムで用いる農作物の名称を対象とする。

1.5 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、試行版策定後、有識者の意見等を踏まえ、第2版として策定したものである。

2. 農作物の名称に関するガイドライン

2.1 農作物の名称の整理

2.1.1 基本表

農薬の適用農作物名、青果標準商品コード等の流通段階で使用されている農作物名及び「日本農業シソーラス」を参考として、基本表のとおり整理した。

※ 別添の農作物の名称（小分類）は、品種等と区別するため、以下に該当する品目とした。

- ① 属名又は種（変種、亜種を含む。以下同じ。）名となっている農作物の名称（キュウリ属→きゅうり）
- ② ①の農作物のうち、同一の農作物名であっても、成熟度、利用部位、学名が異なる場合等の区別が可能な農作物の名称（えんどうまめーさやえんどうー実えんどう、えんどうまめー豆苗、トマトーミニトマト等）。
- ③ ①以外の農作物のうち、広く利用されている農作物の名称（マタタビ属→キウイフルーツ）

2.1.2 シソーラス

様々な作物名（シソーラス）と標準的な作物名の関係を整理した。

2.1.3 品種等

システムで農作物名を入力する場合、品種等で入力する場合があることを踏まえ、青果標準商品コードや、農薬の適用農作物の表を参考とした品種等を標準的な作物名と品種等の名称を連携させて整理した。

2.1.4 収穫部位

適用農作物名の表に記載されている収穫部位を整理した。

2.1.5 属性項目

「春だいこん」、「早生みかん」等のように農作物名の中に季節区分や早晚区分等を付随して入力する場合があることを踏まえ、青果標準商品コード等を参考に属性項目を農作物名と連携して整理した。

2.2 ガイドラインの運用

農作物に関する情報の記録・管理等を行う農業 IT システムを提供する企業、研究機関等は、システムの構築・バージョンアップを行う際に、本ガイドラインに準じた用語をあらかじめシステムに登録しておくことや、利用者に対し本ガイドラインに準じた用語の使用を推奨することが望ましい。

また、農作物に関する情報の記録・管理等を行う農業 IT システムを利用する農業経営体は、本ガイドラインに準じた用語を使用することが望ましい。

2.3 留意事項

本ガイドラインは、今後、有識者の意見も踏まえ、適宜更新を行う。